

前条第一項の規定にかかるわらず、その名簿に記載されている者の中から面接を行い、その結果を考慮して採用することができる。
任命権者は、補充しようとする官職に係る名簿がない場合又は当該官職に係る名簿において、当該官職を志望すると認められる採用候補者が五人以上に満たない場合には、前条第一項の規定にかかるわらず、人事院が定める基準に従い、他の名簿に記載されている者の中から面接を行い、その結果を考慮して採用することができる。
任命権者は、補充しようとする官職に係る名簿に記載されている者をもって当該官職を補充することが困難であると人事院が認めたときは、前条第一項及び前項の規定にかかるわらず、人事院が指定するものに記載されている者であつて、補充しようとする官職と職務の内容が十分類似し、かつ、職務の複雜と責任の度が同等の官職を対象とする当該名簿以外の名簿で人事院が指定するものに記載されている者であつて、補充しようとする官職を対象として行われた採用試験の合格点に相当する点以上の得点のものの中から面接を行い、その結果を考慮して採用することができる。

5 任命権者は、補充しようとする官職に係る名簿及び第一項の名簿以外の名簿に記載される採用候補者についてやむを得ない事情がある場合において、試験機関（規則八一一八第十一項に規定する試験機関をいう。以下同じ。）がその者の得点等を考慮して適当と認めるときは、前条第一項及び前各項の規定にかかわらず、その者について面接を行い、その結果を考慮して、昇任させ、転任させ、配置換し、又はその者の同意を得て降任させることができる。

6 任命権者は、採用候補者が現に常勤官職に任命されているときは、前条第一項の規定にかかるときは、前条第一項及び前各項の規定にかかわらず、その者について面接を行い、その結果を考慮して採用することができる。

7 第十条 試験機関は、規則八一一八第二十四条の規定により採用試験の最終の合格者を決定した後、直ちに、同規則第三条第一項から第三項までに定められた名称又は同条第四項の規定に基づき定められた名称の採用試験（同規則第四条第一項若しくは第二項又は第五条第一項の規定により区分されている場合には、それぞれ同規則第四条第三項に規定する区分試験又は同規則第五条第二項に規定する地域試験）ごとに名簿を作成する。

8 名簿には、規則八一一八第二十四条に規定する最終の合格者の氏名及び得点を、その得点順に記載するものとする。

9 名簿は、試験機関が規則八一一八第二十四条に規定する最終の合格者を発表した日から、効力を生ずる。

（名簿の作成）

第十一条 試験機関の長は、名簿管理者として、その機関が作成する名簿に関することを管理する。

12 前項の権限は、部内の職員に委任することができる。この場合においては、その委任を受けた者を名簿管理者とする。

13 名簿管理者は、任命権者の求めに応じ、任命権者が採用を行うに当たり必要な範囲で、採用候補者に関する情報を提供することができる。

14 名簿管理者は、採用試験による職員の採用が公正に行われるよう、名簿を適正に管理しなければならない。

15 名簿管理者は、第三項の規定に基づき任命権者に情報を提供する場合又は第十五条の規定に

(採用候補者の削除)

第十二条 名簿管理者は、採用候補者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該採用候補者を名簿から削除しなければならない。

一 当該名簿から任命された場合

二 当該名簿から任命される意思のないことを名簿管理者又は関係の任命権者に申し出た場合

三 前号に掲げる場合のほか、任命に関する再三の照会に応答しないこと等の事由により当該名簿から任命される意思がないと認められる場合

四 試験機関の調査の結果、心身の故障のため当該名簿の対象となる官職の職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認められた場合

五 試験機関の調査の結果、前号に掲げる場合のほか、当該名簿の対象となる官職に必要な適格性を欠くことが明らかとなつた場合

六 試験機関の調査の結果、当該名簿の対象となる官職に係る採用試験を受け資格が欠けていたことが明らかとなつた場合

七 試験機関の調査の結果、当該名簿の対象となる官職に係る採用試験の受験の申し込み又は当該採用試験において、主要な事実について虚偽又は不正の行為をしたことが明らかとなつた場合

八 死亡した場合

九 命令権者は、第一項の規定により採用候補者を名簿から削除したとき(同項第一号、第二号又は第八号に掲げる場合に該当して削除了ときを除く。)は、その旨を本人に通知しなければならない。

十 名簿管理者は、第一項の規定により採用候補者を名簿から削除された採用候補者から当該名簿へ復活の申出があった場合において、相当の理由があると認めるときは、当該採用候補者を当該名簿に復活することができます。

(採用候補者の復活)

第十三条 名簿管理者は、前条第一項第一号から第五号までに掲げる場合のいずれかに該当して名簿から削除された採用候補者から当該名簿への復活の申出があった場合において、相当の理由があると認めるときは、当該採用候補者を当該名簿に復活することができます。

第十四条 名簿の有効期間は、名簿の効力が発生した日から一年（規則八一八第三条第一項、第二項第一号並びに第三項第七号、第八号及び第十一号に掲げる採用試験（同条第一項第二号に掲げる採用試験のうち、同規則第四条第一項の規定により区分された教養の採用試験（以下この項において「教養区分試験」という。）を除く。）に係る名簿にあっては五年、同規則第三条第一項第二号に掲げる採用試験（教養区分試験に限る。）に係る名簿にあっては六年六月、同条第三項第十二号に掲げる採用試験に係る名簿にあっては一年（月）とする。

第十五条 名簿管理者は、災害その他特別の事情により、前項の規定により難いと認める場合には、同項の規定にかかるらず、必要と認める期間、当該名簿の有効期間を延長することができる。この場合において、名簿管理者は、その旨を官報により告知しなければならない。

第十六条 名簿管理者は、採用候補者が第一項に定める名簿の有効期間内において採用される時期についての希望を書面で申し出た場合には、その申出の内容を関係の任命権者に通知しなければならない。

（名簿の閲覧）

第十七条 任命権者は、第八条又は第九条の規定に基づき名簿に記載されている者の中から任命しようとする者を選択した場合には、その者の氏名その他人事院が定める事項は人事院が定める。（任命しようとする者の通知）

任命権者は、第八条又は第九条の規定に基づき名簿に記載されている者の中から任命しようとする者を選択した場合には、その者の氏名その他の人事院が定める事項を速やかに名簿管理者に通知するものとする。

名簿管理者は、一人の採用候補者について複数の任命権者から前項の通知を受けた場合等であつて必要と認めるときは、当該採用候補者の名簿からの任命について調整を行うものとする。

第二款 選考採用

(選考による職員の採用)
第十八条 法第三十六条に規定する選考の方法によることを妨げない場合として人事院規則で定める場合は、職員を同条に規定する係員の官職のうち次に掲げる官職に採用しようとする場合とする。

一 特別職に属する職、地方公務員の職、行政執行法人以外の独立行政法人（国立大学法人法（平成十五年法律第二百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人を含む。第七号及び第三十二条第一号において同じ。）に属する職、沖縄振興開発金融公庫に属する職その他これらに準する職に正式に就いている者をもって補充しようとする官職でその者が現に就いている職と同等以下と認められるもの。

二 かつて職員であった者をもって補充しようとする官職でその者がかつて正式に任命されていた官職と職務の複雑と責任の度が同等以下と認められるもの。

三 採用試験を行つても十分な競争者が得られないことが予想される官職又は職務と責任の特殊性により職務の遂行能力について職員の順位の判定が困難な官職で、選考による採用について人事院が定める基準を満たすもの（次号に規定する人事院が定める官職を除く）。

四 特別の知識、技術又はその他の能力を必要とする官職で、当該特別の知識、技術又はその他の能力に照らして採用試験によることが不適当であると認められるものとして人事院が定めるもの（次号に規定する人事院の承認を得たもの）。

五 庁舎の監視その他の庁務等を職務の内容とする官職で、当該職務の内容に照らして採用試験によることが不適当であると認められるものとして人事院が定めるもの（次号に規定する人事院の承認を得たもの）。

六 補充しようとする官職に係る名簿がない官職又は補充しようとする官職に志望すると認められる採用候補者が五人に満たない官職で選考による採用について人事院の承認を得たもの。

七 次に掲げる者をもつて補充しようとする官職（第一号及び第二号に掲げる官職を除く。）。

イ かつて職員であった者で、任命権者の要請に応じ、引き続き特別職に属する職、地

方公務員の職、行政執行法人以外の独立行政法人に属する職、沖縄振興開発金融公庫に属する職その他これらに準する職に就き、引き続いてこれらの職に就いているもの（これらの職のうちの職から他の職に一回以上引き続いて異動した者を含む。）又は港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の二十九第一項若しくは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第二百七十七条号）第七十八条第一項に規定する国派遣職員（第三十二条第一号において単に「国派遣職員」という。）

八 特別職に属する職、地方公務員の職、行政執行法人以外の独立行政法人に属する職、沖縄振興開発金融公庫に属する職その他これらに準する職に就いている者をもつて補充しようとする官職でその者が現に就いている職と同等以下と認められるもの。

九 配偶同行休業法第七条第一項の規定により任期を定めて採用された者をもつて補充しようとする官職（第一項の規定により任期を定めて採用された者をもつて補充しようとする官職）。

八 育児休業法第七条第一項又は第二十三条第一項の規定により任期を定めて採用された者をもつて補充しようとする官職。

九 配偶同行休業法第七条第一項の規定により任期を定めて採用された者をもつて補充しようとする官職。

標準職務遂行能力及び当該補充しようとする官職についての適性（以下「官職に係る能力及び適性」という。）を有するかどうかを判定することを目的とする。

第二十条 任命権者は、選考に関し次に掲げる権限及び責務を有する。

一 選考を実施すること。

二 選考の実施に必要な事項について調査を行うこと。

三 その他法及び規則によりその権限に属させられた事項

一 前項の権限は、部内の職員に委任することができる。

二 前項の権限は、人事院に委任することができる。

三 人事院は、任命権者（前項の規定により第一項の権限が委任されている場合には、その委任を受けた者）の委任を受けて、第一項に掲げる権限の一部を行うことができる。

第二十一条 選考は、選考される者が、官職に係る能力及び適性を有するかどうかを、経歴、知識又は資格を有すること等を要件とする任命権者が定める基準に適合しているかどうかに基づいて判定するものとし、その判定は、人事院が定めることにより、任命権者が次に掲げる方法により行うものとする。

一 一般的な知識及び知能若しくは専門的な知識又は資格を有すること等を要件とする任命権者が定めているかどうかに基づいて判定するものとし、その判定は、人事院が定めることにより、任命権者が次に掲げる方法により行うものとする。

二 同様の問題をもつて補充しようとする官職をもつて採用された者をもつて補充しようとする官職。

三 人事院は、前項第四号又は第五号の規定によると認められる官職で選考による採用について人事院の承認を得たもの

十 その他の官職で選考による採用について人事院の承認を得たもの

十一 人事院は、前項第四号又は第五号の規定によると認められる官職で選考による採用について人事院の承認を得たもの

十二 人事院は、前項第四号又は第五号の規定によると認められる官職で選考による採用について人事院の承認を得たもの

十三 人事院は、前項第四号又は第五号の規定によると認められる官職で選考による採用について人事院の承認を得たもの

十四 人事院は、前項第四号又は第五号の規定によると認められる官職で選考による採用について人事院の承認を得たもの

十五 人事院は、前項第四号又は第五号の規定によると認められる官職で選考による採用について人事院の承認を得たもの

十六 人事院は、前項第四号又は第五号の規定によると認められる官職で選考による採用について人事院の承認を得たもの

十七 人事院は、前項第四号又は第五号の規定によると認められる官職で選考による採用について人事院の承認を得たもの

十八 人事院は、前項第四号又は第五号の規定によると認められる官職で選考による採用について人事院の承認を得たもの

三 第四十二条第二項の規定により同項第三号に掲げる官職に任期を定めて採用された職員を、その任期の満了後に引き続いて育児休業法第七条第一項の規定により任期を定めて採用しようとする場合（その採用により処理しようとする同項に規定する業務が当該職員の同号に規定する業務と同一である場合に限りある。）

第二十二条 任命権者は、選考に當たつては、官職に係る能力及び適性にかかるらず、インターネットの利用、公共職業安定所への求人の申込等による告知を行い、できる限り広く募集を行ふものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 官職に必要とされる知識、経験等の性質が特殊である等の事情から公募により難い場合

二 第十八条第一項第一号又は第七号に掲げる官職に採用しようとする場合

三 第四十二条第二項の規定により同項第三号に掲げる官職以外の官職

一 次号及び第三号に掲げる官職のうち、一の能

二 次号に掲げる要件

三 の連續した二回の能力評価のうち、一の能

一 次号及び第三号に掲げる官職のうち、一の能

二 次号に掲げる要件

□ 異任させようとする日以前における直近の連続した四回の業績評価のうち、一の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上であり、かつ、他の業績評価の全体評語が「良好」の段階以上であること（本省の係長の官職その他の人事院が定める官職に異任させる場合にあっては、この要件に準ずるものとして人事院が定める要件を含む。）。

八 異任させようとする日以前一年以内に、法第八十二条の規定に基づく懲戒処分又はこれに相当する処分（以下「懲戒処分等」という。）を受けていないこと及び同日ににおいて職員から聴取した事項又は調査により判明した事実に基づき懲戒処分等を受けたことが相当とされる行為をしていないこと。

二 本省の課長の官職その他の人事院が定める官職（次号に掲げる官職を除く。）次に掲げる要件

イ 異任させようとすると直近の連続した二回の能力評価のうち、一の能力評価の全体評語が「非常に優秀」の段階以上であり、かつ、他の能力評価の全体評語が「良好」の段階以上であること。

ロ 異任させようとする日以前における直近の連続した四回の業績評価のうち、一の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上であり、かつ、他の業績評価の全体評語が「良好」の段階以上であること（本省の係長の官職その他の人事院が定める官職に異任させる場合にあっては、この要件に準ずるものとして人事院が定める要件を含む。）。

三 特定幹部職以外の幹部職その他の人事院が定める官職 次に掲げる要件

イ 昇任させようとする日以前における直近の連続した二回の能力評価のうち、一の能

力評価の全体評語が「非常に優秀」の段階以上であり、かつ、他の能力評価の全体評語が「優良」の段階以上であること（本号に掲げる官職又は特定幹部職に該当する官職を占める職員を昇任させる場合にあつては、人事院が定める要件を満たすこと。）。

口 昇任させようとする日以前における直近の連続した四回の業績評価のうち、一の業績評価の全体評語が「非常に優秀」の段階以上であり、かつ、他の業績評価の全体評語が「良好」の段階以上であること（本号に掲げる官職又は特定幹部職に該当する官職を占める職員を昇任させる場合にあつては、人事院が定める要件を満たすこと。）。

ハ 前号ハに掲げる要件

（転任）

第二十六条 任命権者は、職員を特定幹部職に転任させる場合を除き、人事評価の結果に基づき官職に係る能力及び適性を有すると認められる者の中から、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる者を転任させることができる。

2 本省の室長の官職その他の人事院が定める官職又は前条第二号若しくは第三号に規定する官職への転任（人事院が定めるものに限る。）については、前項の規定にかかわらず、同条の規定を準用する。この場合において、同条第一号中「次号及び第三号に掲げる官職以外の」とあるのは、「本省の室長の官職その他の人事院が定める」と読み替えるものとする。

3 任命権者は、降任された場合、職員の同意を得た場合その他特別の事情がある場合を除き、職員がかつて属していた部局又は機関等で占めていた官職より当該部局又は機関等の下位の職制上の段階に属する官職に転任せることとなるべき者の配置換換することができる。ただし、配置換換しようとする日以前における直近の能力評価又は業績評価の全体評語が下位又は「不十分」の段階である職員を配置換換しようとする場合には、当該職員の人事評価の結果に基

第二十七条 任命権者は、職員を特定幹部職に配置換換しようとする場合を除き、人事評価の結果に基づき配置換換しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認めた者を配置換換することができる。配置換換しようとする日以前における直近の能力評価又は業績評価の全体評語が下位又は「不十分」の段階である職員を配置換換しようとする場合には、当該職員の人事評価の結果に基

づき官職に係る能力及び適性を有するか否かを確認するものとする。

外の幹部職又は法第三十四条第一項第七号に規定する管轄職である場合にあっては、第二号及び第三号に掲げる要件)を満たさなければならぬ。

一 昇任等させようとする官職が職務の段階のうち最下位の職務の段階に属する官職の場合(当該職務の段階に属する官職に就いていたことがない場合には、当該職務の段階より上位の職務の段階に属する官職へ最初に昇任等させようとする場合)にあっては、昇任等させようとする者がその在職している府省等(会計検査院、人事院、内閣官房、内閣法制局、各府省及びデジタル庁並びに宮内庁及び内閣府設置法第四十九条第一項に規定する各機関並びに各行政執行法人をいう。以下この号において同じ。)以外の府省等、在外公館、地方公共団体、民間企業等での勤務の経験又は人事院が定める研修の受講の経験を有しており、管理的又は監督的地位にある者にふさわしい幅広い能力及び柔軟な発想力を有していると認められること。

二 昇任等させようとする日以前二年以内において法第七十九条第二号の規定に基づく休職又はこれに相当する処分を受けていないこと。

三 昇任等させようとする日において、刑事事件に関して、起訴されていないこと及び職員から聴取した事項又は調査により判明した事実に基づき犯罪があると思料するに至った行為をしていないこと。

四 任命権者は、特定官職に職員を昇任させ、降任させ、転任せさせ、又は配置換した場合(次条の規定による場合を除く。)には、その旨を人事院に報告するものとする。

(第二十五条又は前条第一項の規定についての別段の定め)

第三十一条 任命権者は、特別の事情により、第二十五条各号(第二十六条第二項において準用する場合を含む。)又は前条第一項各号の規定によることができない場合又は適当ではない場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の定めをすることができる。この場合において、当該別段の走めは、任免の公正の確保その他の第二条及び第三条に規定する任免の基本原則等に則したものでなければならない。

第四節 条件付任用

(条件付任用としない者)

第三十二条 法第五十九条第一項の人事院規則で定める者は、次に掲げる者とする。

一 かつて職員として正式に採用されていた者で引き続き特別職に属する職、地方公務員の職、行政執行法人以外の独立行政法人に属する職、沖縄振興開発金融公庫に属する職その他これらに準ずる職に就いたもののうち、引き続きこれらの職に現に正式に就いている者(「これらの職のうち、一の職から他の職に一回以上引き続いて異動した者を含む。」)又は国派遣職員

二 法第六十条の二第一項に規定する年齢六十歳以上退職者(同項の規定により採用される者に限る)。

三 前二号に掲げるもののほか、人事院が定めた(条件付任用の終了)

第三十二条の二 条件付任用期間の終了前に任命権者が別段の措置をしない限り、その期間が終了した日の翌日において、職員の採用及び昇任は、正式のものとなる。(条件付任用期間の継続)

第三十三条 条件付任用期間中の職員を他の官職に任命した場合においては、新たに条件付任用期間が開始する場合を除き、その条件付任用期間が引き続くものとする。

第五節 併任

(併任ができる場合)

第三十五条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、併任を行なうことができる。

一 法令の規定により、併任が認められている場合

二 現に任命されている官職と勤務時間が重なる他の官職に併任する場合

三 併任の期間が三月を超えない場合

四 前三号に掲げる場合のほか、併任によつて當該職員の職務遂行に著しい支障がないと認められる場合

(併任の方法)

第三十六条 任命権者は、職員を特定幹部職に併任する場合を除き、人事評価の結果その他の能力の実証に基づき官職に係る能力及び適性を有する者を併任することができます。

(併任の解除及び終了)

第三十七条 任命権者は、いつでも併任を解除することができる。

二 法第六十条の二第一項に規定する年齢六十歳以上退職者(同項の規定により採用される者に限る)。

三 前二号に掲げるもののほか、人事院が定め

段の規定は、何らの影響を及ぼすものではない。

第六節 臨時の任用

(臨時の任用)

第三十九条 任命権者は、常勤官職に欠員を生じた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、現に職員でない者を臨時に任用することができます。

一 当該官職に採用、昇任、降任、転任又は配置換の方法により職員を任命するまでの間欠員にしておくことができない緊急の場合

二 当該官職が臨時的に用を行なう日から一年に満たない期間内に廃止されることが予想される臨時のものである場合

三 当該官職に係る名簿がない場合又は当該官職に係る名簿において、当該官職を志望すると認められる採用候補者が五人に満たない場合

四 職員が育児休業法第三条の規定による育児休業の承認を受けた場合

五 職員が官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派遣をされた場合

六 職員が育児休業法第三条の規定による育児休業の承認を受けた場合

七 職員が官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派遣をされた場合

八 職員が法科大学院派遺法第十一条第一項の規定により派遣された場合

九 職員が自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業の承認を受けた場合

十 職員が福島復興再生特別措置法(平成二十一年法律第二十五号)第四十八条の三第一項又は第八十九条の三第一項の規定により派遣された場合

十一 職員が配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業の承認を受けた場合

十二 職員が令和七年国際博覧会特措法第二十一条第一項の規定により派遣された場合

十三 職員が令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条第一項の規定により派遣された場合

十四 職員が判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律(平成十六年法律第二百二十一号)第二条第四項の規定により弁護士となつてその職務を経験することを開始した場合

十五 職員が条件付任用の規定による臨時任用の更新することができる。

(臨時の任用の更新)

十六 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

十七 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

十八 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

十九 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

二十 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

二十一 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

二十二 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

二十三 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

二十四 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

二十五 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

二十六 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

二十七 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

二十八 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

二十九 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

三十 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

三十一 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

三十二 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

三十三 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

三十四 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

三十五 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

三十六 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

三十七 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

三十八 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

三十九 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

四十 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

四十一 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

2 行政執行法人における臨時的任用については、第三十九条第一項後段及び第四項並びに前条第二項後段の規定は、適用しない。

第三章 任期

(任期を定めた任命)

第四十二条 任命権者は、臨時的任用及び併任の場合は、次に掲げる官職に係る能力及び適性を有する者を併任することができます。

一 当該官職に採用、昇任、降任、転任又は配置換の方法により職員を任命するまでの間欠員にしておくことができない緊急の場合

二 当該官職が臨時的に用を行なう日から一年に満たない期間内に廃止されることが予想される臨時のものである場合

三 当該官職に係る名簿がない場合又は当該官職に係る名簿において、当該官職を志望すると認められる採用候補者が五人に満たない場合

四 職員が育児休業法第三条の規定による育児休業の承認を受けた場合

五 職員が官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派遣をされた場合

六 職員が法科大学院派遺法第十一条第一項の規定により派遣された場合

七 職員が自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業の承認を受けた場合

八 職員が福島復興再生特別措置法(平成二十一年法律第二十五号)第四十八条の三第一項又は第八十九条の三第一項の規定により派遣された場合

九 職員が配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業の承認を受けた場合

十 職員が令和七年国際博覧会特措法第二十一条第一項の規定により派遣された場合

十一 職員が令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条第一項の規定により派遣された場合

十二 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

十三 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

十四 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

十五 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

十六 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

十七 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

十八 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

十九 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

二十 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

二十一 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

二十二 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

二十三 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

二十四 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

二十五 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

二十六 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

二十七 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

二十八 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

二十九 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

三十 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

三十一 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

三十二 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

三十三 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

三十四 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

三十五 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

三十六 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

三十七 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

三十八 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

三十九 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

四十 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

四十一 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

四十二 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

四十三 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

四十四 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

四十五 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

四十六 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

四十七 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

四十八 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

四十九 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

五十 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

五十一 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

五十二 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

五十三 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

五十四 職員が条件付任用の更新については、法第六十条第一項の規定による臨時任用の更新することができる。

2 行政執行法人における臨時的任用については、第三十九条第一項後段及び第四項並びに前条第二項後段の規定は、適用しない。

3 第二項の規定により任期を定めた任命

4 第二項の規定により任期を定めた任命

5 第二項の規定により任期を定めた任命

6 第二項の規定により任期を定めた任命

7 第二項の規定により任期を定めた任命

8 第二項の規定により任期を定めた任命

9 第二項の規定により任期を定めた任命

10 第二項の規定により任期を定めた任命

11 第二項の規定により任期を定めた任命

12 第二項の規定により任期を定めた任命

13 第二項の規定により任期を定めた任命

14 第二項の規定により任期を定めた任命

15 第二項の規定により任期を定めた任命

16 第二項の規定により任期を定めた任命

17 第二項の規定により任期を定めた任命

18 第二項の規定により任期を定めた任命

19 第二項の規定により任期を定めた任命

20 第二項の規定により任期を定めた任命

21 第二項の規定により任期を定めた任命

22 第二項の規定により任期を定めた任命

23 第二項の規定により任期を定めた任命

24 第二項の規定により任期を定めた任命

25 第二項の規定により任期を定めた任命

26 第二項の規定により任期を定めた任命

27 第二項の規定により任期を定めた任命

28 第二項の規定により任期を定めた任命

29 第二項の規定により任期を定めた任命

30 第二項の規定により任期を定めた任命

31 第二項の規定により任期を定めた任命

32 第二項の規定により任期を定めた任命

33 第二項の規定により任期を定めた任命

34 第二項の規定により任期を定めた任命

35 第二項の規定により任期を定めた任命

36 第二項の規定により任期を定めた任命

37 第二項の規定により任期を定めた任命

38 第二項の規定により任期を定めた任命

39 第二項の規定により任期を定めた任命

40 第二項の規定により任期を定めた任命

41 第二項の規定により任期を定めた任命

42 第二項の規定により任期を定めた任命

43 第二項の規定により任期を定めた任命

44 第二項の規定により任期を定めた任命

45 第二項の規定により任期を定めた任命

46 第二項の規定により任期を定めた任命

47 第二項の規定により任期を定めた任命

48 第二項の規定により任期を定めた任命

49 第二項の規定により任期を定めた任命

50 第二項の規定により任期を定めた任命

51 第二項の規定により任期を定めた任命

52 第二項の規定により任期を定めた任命

53 第二項の規定により任期を定めた任命

54 第二項の規定により任期を定めた任命

55 第二項の規定により任期を定めた任命

56 第二項の規定により任期を定めた任命

57 第二項の規定により任期を定めた任命

58 第二項の規定により任期を定めた任命

59 第二項の規定により任期を定めた任命

60 第二項の規定により任期を定めた任命

61 第二項の規定により任期を定めた任命

62 第二項の規定により任期を定めた任命

63 第二項の規定により任期を定めた任命

64 第二項の規定により任期を定めた任命

65 第二項の規定により任期を定めた任命

66 第二項の規定により任期を定めた任命

67 第二項の規定により任期を定めた任命

68 第二項の規定により任期を定めた任命

69 第二項の規定により任期を定めた任命

70 第二項の規定により任期を定めた任命

71 第二項の規定により任期を定めた任命

72 第二項の規定により任期を定めた任命

73 第二項の規定により任期を定めた任命

員が出産前である場合にあつては、出産予定期（翌日から八週間を経過する日前である場合においては、採用した日から当該経過するまでの期間を超えない範囲内において、任期を更新することができる。ただし、同項第二号に掲げる官職に採用された職員の任期を更新する場合には、人事院が定める基準に従わなければならぬ。前条第三項の規定は、前項の規定により職員の任期を更新する場合について準用する。（任期の解消）

第四十四条 第四十二条第二項の規定により任期を定めて採用された職員が同項各号に掲げる官職以外の常勤官職（同項第二号の官職と同一の研究業務を行うことを職務内容とする常勤官職を除く。）に昇任等の方法により任命された場合には、任期の定めのない職員となつたものとする。（任期を定めた採用等の報告）

第四十五条 任命権者は、第四十二条第一項の規定により同項第二号に掲げる官職に職員を採用した場合又は第四十三条第一項の規定により当該職員の任期を更新した場合には、その旨を人事院に報告しなければならない。

第四章 非常勤職員の特例
(非常勤職員の採用の方法)

第四十六条 非常勤職員（法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。以下同じ。）の採用は、第二章第二節の規定による能力の実証を経て行うことができる。ただし、期間業務職員を採用する場合におけるこの項の規定の適用については、「経歴評定」とあるのは、「及び経歴評定」とする。任命権者は、非常勤職員の採用に当たつては、インターネットによる告知を行い、できる限り広く募集を行うものとする。ただし、次の方のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 官職に必要とされる知識、経験、技能等の内容、官署の所在地が離島その他のへき地である等の勤務環境、任期、採用の緊急性等の事情から公募により難い場合

二 期間業務職員を採用する場合において、前項に定める能力の実証を面接及び期間業務職員としての従前の勤務実績に基づき行うこと

ができる場合であつて公募による必要がないときとして人事院が定めるとき。

(非常勤職員の任期)

第四十六条の二 期間業務職員を採用する場合は、当該採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任期を定めるものとする。任命権者は、特別の事情により期間業務職員をその任期満了後も引き続き期間業務職員の職務に従事させる必要が生じた場合には、前項に規定する期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

任命権者は、期間業務職員の採用又は任期の更新に当たつては、業務の遂行に必要なかつ十分な任期を定めるものとし、必要以上に短い任期を定めることにより、採用又は任期の更新を反復して行うことのないよう配慮しなければならない。

期間業務職員以外の非常勤職員について任期を定める場合には、前項の規定を準用する。

第四十二条第三項の規定は、非常勤職員の任期を定めた採用及び任期の更新について準用する。

(非常勤職員の昇任等の方法)

第四十七条 非常勤職員の常勤官職への昇任等は、第二章第三節の規定によらないで行うことができる。この場合においては、第二十一条の規定に準じて官職に係る能力及び適性を有するかどうかの判定を行うとともに、第二十二条第二項の規定に準じて募集を行うものとする。

任命権者は、前項の規定により補充しようとする官職が法第四十五条の二第一項各号に掲げる官職である場合にあつては、異動させようとする職員（当該職員は、当該官職に係る名簿又は当該補充しようとする官職と職務の内容が十分類似する他の官職に係る名簿に記載されている者でなければならない。）について面接を行ふこととする。

(辞職)

第五十条 法第六十一条に規定する任命権者は、併任に係る官職の任命権者を含まないものとする。

第五章 離職等

(法第六十二条の任命権者)

第五十一条 任命権者は、職員から書面をもつて辞職の申出があつたときは、特に支障のない限り、これを承認するものとする。

(辞職)

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する場合においてその任期が更新されないとときは、職員は、当然退職するものとする。法第六十条第三項の規定により臨時の任用が取り消されたときも、同様とする。

一 臨時の任用の期間が満了している場合において、その任期が満了したとき。

二 法令により任期が定められている場合において、その任期が満了したとき。

三 前号に掲げる場合のほか、任期を定めて採用された場合において、その任期が満了したとき。

(条件付任用の特例)

第四十八条 内閣府設置法第十八条の重要な政策に関する会議又は同法第三十七条规定若しくは第五十条

四条の審議会等、宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第一項の機関若しくは国家行政組織法第八条の審議会等の非常勤官職又はこれらに準ずる非常勤官職（以下この条及び次条において「審議会等の非常勤官職」という。）に採用し、審議会等の非常勤官職以外の非常勤官職に第四十六条の規定により若しくは一年を超えない任期を定めて採用し、又は非常勤官職に昇任させることは、常勤官職の昇任させ、転任させ、若しくは配置換し、又は任期を更新した場合に昇任させ、転任させ、又は任期を更新したことについて同意を与えた場合

二 職員を採用し、昇任させ、転任させ、若しくは条件付のものとしない。

三 任期を定めて採用された職員が任期の定めのない職員となつた場合

四 臨時の任用を行つた場合又は臨時の任用を更新した場合

五 併任を行つた場合又は併任を解除した場合

六 職員が失職した場合

七 職員を復職させた場合

八 職員が復職した場合

九 職員が失職した場合

十 職員の辞職を承認した場合

十一 職員が退職した場合（免職又は辞職の場合を除く。）

十二 職員が失職した場合

十三 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

十四 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

十五 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

十六 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

十七 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

十八 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

十九 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二十 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二十一 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二十二 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二十三 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二十四 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二十五 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二十六 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二十七 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二十八 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二十九 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

三十 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

三十一 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

三十二 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

三十三 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

三十四 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

三十五 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

三十六 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

三十七 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

三十八 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

三十九 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

四十 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

四十一 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

四十二 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

四十三 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

四十四 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

四十五 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

四十六 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

四十七 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

四十八 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

四十九 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

五十 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

五十一 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

五十二 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

五十三 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

五十四 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

五十五 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

五十六 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

五十七 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

五十八 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

五十九 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

六十 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

六十一 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

六十二 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

六十三 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

六十四 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

六十五 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

六十六 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

六十七 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

六十八 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

六十九 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

七十 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

七十一 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

七十二 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

七十三 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

七十四 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

七十五 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

七十六 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

七十七 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

七十八 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

七十九 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

八十 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

八十一 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

八十二 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

八十三 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

八十四 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

八十五 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

八十六 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

八十七 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

八十八 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

八十九 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

九十 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

九十一 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

九十二 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

九十三 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

九十四 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

九十五 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

九十六 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

九十七 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

九十八 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

九十九 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

一百 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二〇一 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二〇二 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二〇三 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二〇四 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二〇五 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二〇六 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二〇七 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二〇八 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二〇九 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一〇 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一一 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一二 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一二一 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一二二 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一二三 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一二四 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一二五 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一二六 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一二七 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一二八 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一二九 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一二一〇 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一二一一 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一二一二 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一二一三 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一二一四 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一二一五 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一二一六 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一二一七 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一二一八 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一二一九 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一二二〇 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一二二一 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一二二二 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一二二三 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一二二四 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一二二五 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一二二六 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一二二七 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一二二八 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一二二九 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一二二一〇 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一二二一一 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一二二一二 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一二二二三 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一二二二四 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一二二二五 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一二二二六 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一二二二七 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一二二二八 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一二二二九 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一二二二一〇 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一二二二一一 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一二二二一二 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一二二二二三 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一二二二二四 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一二二二二五 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一二二二二六 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一二二二二七 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一二二二二八 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一二二二二九 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一二二二二一〇 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一二二二二一一 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一二二二二一二 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一二二二二二三 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一二二二二二四 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

二一二二二二二五 職員に通知書を交付して行わなければならない場合

国家行政組織法第八条から第九条までに規定する機関の組織のうち規模、所掌事務の範囲等がイに掲げる組織と同等と認められる組織

ハ 行政執行法人の組織のうち規模、所掌事務の範囲等がイに掲げる組織に準ずる組織

二 法令の改廃による組織の変更等に伴い、職員を転任せ、又は配置換した場合

三 非常勤官職に職員を転任せ、配置換し、又は併任し、若しくはその併任を解除した場合（任期の更新を伴う場合を除く。）

四 第五十三条第二号、第六号及び第十一号に掲げる場合で通知書の交付によらないことを適当と認めるとき。

五 前各号に掲げる場合であつて、通知書の交付によることができない緊急のとき。

第五十六条 第五十四条の規定による通知書の交付は、これを受けるべき者の所在を知ることができない場合においては、その内容を官報に掲載することをもつてこれに代えることができるものとし、掲載された日から一週間を経過した時に通知書の交付があつたものとみなす。
(他の任命権者に対する通知)

第五十七条 任命権者を異にする官職に併任されている職員について、第五十三条各号又は第十五条各号に掲げる場合に該当する事実が生じた場合においては、当該事実に係る任命権者は、他の任命権者にその旨を通知しなければならない。

(通知書の様式等)

第五十八条 通知書の様式は、人事院が定める。

2 通知書には、職員の氏名、異動の内容その他人事院が定める事項を記載しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、通知書に関し必要な事項は、人事院が定める。

第五十九条 この規則に定めるもののほか、職員の任免に關し必要な事項は、人事院が定める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

第一条 この規則は、平成二十二年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年八月一〇日人事院規則)
附 則 (施行期日)

(経過措置)

第二条 日々雇い入れられる職員の採用、任用の更新その他の任免については、この規則の施行日(次条において「施行日」という。)から平成二十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

第三条 施行日から平成二十三年四月一日までの間は、改正後の規則八一一二(第四十六条第二項第二号中「としての」とあるのは、「又は日々雇い入れられる職員としての」とする。)から前二条に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置に関する事項は、人事院が定める。

附 則 (平成二三年四月一四日人事院規則八一一二一九)

この規則は、平成二十四年二月一日から施行する。

附 則 (平成二五年四月一日人事院規則一一五九)抄

(施行期日)

第一条 この規則は、公布の日から施行する。
(雑則)

第十二条 附則第二条から前条までに規定するもののか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。

附 則 (平成二六年二月一三日人事院規則一一六〇)

この規則は、平成二十六年二月二十一日から施行する。

附 則 (平成二六年五月二九日人事院規則一一六二)抄

(施行期日)

第一条 この規則は、国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十二号)の施行の日から施行する。

(人事院規則八一一二の一部改正に伴う経過措置)

第三条 任命権者は、この規則の施行の日から国家公務員法等の一部を改正する法律附則第三条第二項の政令で定める日までの間(以下この条において「経過期間」という。)において選考により職員を規則八一一二(第十八条第三項に規定する特定幹部職(次項において「特定幹部職」という。)に採用しようとする場合には、

同項の規定にかかるわらず、人事院と協議しなければならない。

2 経過期間において職員を特定幹部職に採用し、又は昇任等させようとする場合（規則人一二第三十条第一項に規定する「昇任等させようとする場合」）をいう。次項において同じ。）における同規則第二十四条から第二十七条まで、第二十九条、第三十条第一項（第一号に係る部分を除く。）及び第三十六条の規定の適用については、なお從前の例による。

3 この規則の施行の日から起算して三月を超えない範囲内において人事院が別に定める日までの間において、職員を法第三十四条第一項第六号に規定する幹部職又は同項第七号に規定する管理職に昇任等させようとする場合における規則八一一二第三十条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお從前の例による。

附 則（平成二七年三月一八日人事院規則一六三）抄
(施行期日)

第一条 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(人事院規則八一一二の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第五条の規定による改正後の規則八一一二第三十条第一項第一号の規定の適用については、同号に規定する行政執行法人には、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）を含むものとする。（雑則）

第十五条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に関する必要な経過措置は、人事院が定める。

附 則（平成二七年六月二十四日人事院規則一六六）
この規則は、平成二十七年六月二十五日から施行する。

附 則（平成二七年一月一一日人事院規則八一一二一一）
この規則は、平成二十七年十二月一日から施行する。

附 則（平成二八年三月四日人事院規則八一一一一）

（施行期日）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年五月二三日人事院規則
一一七三）
この規則は、令和二年一月二九日人事院規則
八一一二一（三）
この規則は、令和二年二月十四日から施行する。

（施行期日）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年六月一二日人事院規則
一一七五）抄
（施行期日）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一月一八日人事院規則
一一七六）抄
（施行期日）
この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和三年四月一日人事院規則八
一一二一（六）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年九月一日人事院規則一
一七七）
（施行期日）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年一二月二四日人事院規
則八一一二一（七）
（施行期日）
この規則は、令和四年十月一日から施行する。

（経過措置）
第二条 職員を昇任させようとする日以前における直近の連続した二回の能力評価及び四回の業績評価の全体評語の全部が、令和四年九月三十日までのいずれかの評価期間（人事評価政令第五条第三項又は第四項に規定する評価期間をいいう。以下同じ。）に係る能力評価又は業績評価

の全体評語となる間における職員の昇任及び転任の要件については、なお従前の例による。

第三条 職員を昇任させようとする日以前における直近の連続した二回の能力評価及び四回の業績評価の全体評語の一部が、令和四年九月三十日までのいずれかの評価期間に係る能力評価又は業績評価の全体評語となる間におけるこの規則による改正後の規則八一二第二十五条（第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同規則第二十五条第一号イ及び第三号イ中「優良」とあるのは、「上位の段階又は「優良」と、同一条第一号イ、第二号イ及び第三号ロ中「良好」とあるのは、「上位若しくは中位の段階又は「良好」と、同一条第一号ロ及び第二号ロ中「四回の業績評価のうち、一の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上であり、かつ、他の業績評価」とあるのは、「三回の業績評価（令和四年九月三十日までのいづれかの評価期間に係る業績評価を含む場合は、当該業績評価の回数を除いた回数の単独の又は連続した業績評価）と、同一条第一号ロ中「こと（本省の係長の官職その他の人事院が定める官職に昇任させる場合にあっては、この要件に準ずるものとして人事院が定める要件を含む。）」とあるのは、「こと」と、同一条第二号イ中「こと（非常に優秀」とあるのは、「上位の段階又は「非常に優秀」と、同一条第二号イ中「こと」とあるのは、「こと（直近の能力評価が令和四年九月三十日までの評価期間に係るものとなる場合にあっては、直近の能力評価の全体評語が上位の段階であり、かつ、他の能力評価の全体評語が上位又は中位の段階であること。）」と、同一条第三号イ中「非常に優秀」の段階以上」とあるのは、「上位の段階」と、同号イ及びロ中「こと（本号に掲げる官職又は特定幹部職に該当する官職を占める職員を昇任させること。）」とあるのは、「こと」とする。

第四条 職員を配置換させようとする日以前における直近の能力評価又は業績評価の全体評語が、令和四年九月三十日までの評価期間に係る能力評価又は業績評価の全体評語となる間におけるこの規則による改正後の規則八一二第二十七条たゞし書の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和四年二月一八日人事院規則
一一七九）抄

（施行期日）
第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（定義）

第二条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 令和三年改正法 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）をいう。

二 令和五年旧法 令和三年改正法第一条の規定による改正前の法をいう。

三 暫定再任用職員 令和三年改正法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員をいう。

四 暫定再任用短時間勤務職員 令和三年改正法附則第七条第一項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。

五 定年前再任用短時間勤務職員 法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。

六 施行日 この規則の施行の日をいう。

七 旧法再任用職員 施行日前に令和五年旧法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第五項の規定により採用された職員をいう。

（改正後の人事院規則八一二における暫定再任用職員に関する経過措置）

第五条 令和三年改正法附則第四条第一項各号（第四号を除く。）又は第二項各号（第五号を除く。）に掲げる者を同条第一項若しくは第二項又は附則第五条第一項若しくは第二項の規定により採用する場合には、これらの採用は、条件付のものとしない。

（雑則）

二十九条 附則第三条から前条までに規定するものほか、この規則の施行に關し必要な経過措置は、人事院が定める。

附 則（令和四年六月二四日人事院規則
一一八一）

（施行期日）

（施行期日）
第一条 この規則は、公布の日から施行する。

（この規則は、公布の日から施行する。）

附 則（令和四年七月一日人事院規則八一二一）

（施行期日）
第一条 この規則は、令和四年七月一日から施行する。

（この規則は、公布の日から施行する。）

附 則（令和四年七月一日人事院規則八一二一）

（施行期日）
第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二十五条の改正規定及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）
第二条 この規則の施行前に効力が発生した規則八一一八第三条第一項、第二項第一号並びに第三項第七号、第八号及び第十一号に掲げる採用試験に係る採用候補者名簿の有効期間については、この規則による改正後の規則八一二第二十一条第一項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

附 則（令和五年三月一五日人事院規則
八一一二一〇）

（この規則は、公布の日から施行する。）